## 上尾市道路愛称ネーミングライツ事業募集要項仕様書

## 1. 呼称標識板

①小敷谷吉田通線 【市民愛称】はなみずき通り ②上尾平方線 【市民愛称】市民体育館通り

③西宮下中妻線/若宮中妻線 【市民愛称】並木通り ④富士見ヶ丘中妻線/中妻井戸木線 【市民愛称】浅間通り ⑤上尾池袋線 【市民愛称】泉が丘通り

### 2. 標識板設置箇所数(1箇所につき表裏面あり)

①小敷谷吉田通線8カ所②上尾平方線4カ所③西宮下中妻線/若宮中妻線4カ所④富士見ヶ丘中妻線/中妻井戸木線4カ所⑤上尾池袋線4カ所

#### 3. 揭示·施工方法

シールによるものとする(1箇所につき表裏面あり)

- (1) 5年以上の耐候性を有する屋外用製品
- (2) 年間を通して外気の温度に耐えうるもの
- (3) 印刷フィルムの剥離時の糊残りを少なくする機能があること

## 4. 標識板寸法

上辺 約1000mm又は900mm 下辺 約800mm 高さ 約200mm (若干寸法が異なる標識板あり)

## 5. 呼称を付与する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの期間 ※1路線につきなお、契約期間終了以降の契約継続に関しては、優先的に交渉するものとする。

#### 6. ネーミングライツ料等の納入

ネーミングライツ料等は、市が発行する納入通知書により納入するものとし、初年度分の ネーミングライツ料の納入期限は令和8年3月31日、次年度以降は各年度の3月31日と する。

#### 7. その他

#### 呼称使用の制限等

ネーミングライツパートナーと同種の事業を行う民間事業等が利用する際、当該民間事業者 等が作成する案内等に呼称を使用しないことを認める場合がある。

# (資料)

## 標識板









